

Nandikasūtra の漢訳

岡 田 行 弘

a、ナーガールジュナは Ratnāvalī 第4章95偈で次のように言う。

「仏は」ある人々に対し、罪悪から退けるために法を説いた。またある人々に対し、福德を完成するために、またある人々に対しては、兩者によって法を説いた。

この偈についてインドでの唯一の註釈 Ratnāvalīṅkā の著者 アジタミトラ (Ajitamitra) は次のように述べる⁽¹⁾。

「罪悪から退けるために」とは例えば *Nandika (Tib. dga' byed) 等の経にある如し。「福德を完成するために」とは *Gandavyūha (Tib. sdon po bkod pa) にある如し。

こゝで Nandikasūtra は『華嚴経』と平行して例に出されており、少なくともアジタミトラにはよく知られていた經典であったことが確認される⁽²⁾。この Nandika の名は『大智度論』巻第13にも見られる。この箇所は戒相義を内容としており、五戒として禁じられているものの中、前四者即ち殺生・偷盗・邪淫・妄語にはそれぞれ十の罪があり、飲酒には三十五

の罪があるということを仏が難提迦優婆塞に説いたとして、十罪と三十五罪を列挙している。以上の二つの事実から Nandikasūtra はインド仏教史において全く無視されていたのではなかったと言いうことができる。

b、Nandikasūtra のサンスクリット原典は現存していないが、チベット訳は残っている(北京版 Nr. 1000、デルゲ版 Nr. 334)。北京版には訳者名の記載は無い。デルゲ版によれば Śakyasiṃha ṽ Byin gyi shin po である。Śakyasiṃha は有名な Dpal brtsegs の同時代人であるから、チベット訳の時期は九世紀の初頭である⁽³⁾。フランスの Léon Feer は一八八三年既にこのチベット訳 (phags pa dga' ba can gyi mdo) からのフランス語訳を発表している⁽⁴⁾。

c、Nandikasūtra の漢訳は従来不明であった。東北帝国大学蔵版の『西藏大蔵経目録』(一九三四年)では、対応する漢訳の項は空白になっている。一方『大谷大学図書館蔵西藏大蔵経甘珠爾勘同目録』(一九三〇—三二年)には「参照」として

『分別善惡報応経』と記載されている。この經典(大正藏 N. 81)の訳者は九八〇年から一〇〇〇年にわたり訳経に従事した天息災である。Étienne Lamotte は、先ほどの『大智度論』の仏訳の相応箇所においてこの經典を Nandikāśūtra の漢訳として挙げている。^(c)しかし『分別善惡報応経』は確かに五戒を破ることによって生ずる過失を十あるいは三十六の項目に分けて説くものの、これは經典全体のごく一部に過ぎず、また肝心の Nandika 優婆塞の名は見あたらない。^(d)このようなわけで大谷大学の『甘殊爾勘同目錄』では「参照」という但し書きが加えられているのであろう。

d、そこでチベット訳から内容を知りうる Nandikāśūtra の漢訳を大藏経中に探索してみると『仏説出家縁経』(大正藏 N. 791, Vol. 17, 736b-c) がそれに相当することが確認できる。経の中で Nandika は難提と音写されている。『出家縁経』をチベット訳と比較すると、正宗分に当たる殺生・偷盜・邪淫・妄語の十の過失および飲酒の三十五の過失は、両者ともよく一致している。チベット訳にはその後漢訳に無い七偈があるが正宗分の再説に過ぎない。また冒頭部分にも漢訳には無い世尊の説法の優れた特徴を挙げる定形句 (Mahāvyaṁpati 1280-1289) が出ている。以上のような若干の相違はチベット訳のもとになった原典が『出家縁経』の原典に比べて幾分増広発展したものであるということに起因すると考えられる。

e、Nandikāśūtra の漢訳である『出家縁経』の訳者は大正大藏経には安世高とある。しかし現存する諸経録中、最も古く信頼性の高い『出三藏記集』は『出家縁経』を失訳としており(大正藏 N. 2145, Vol. 53, 24a) 、『また法経の『衆経目錄』も同様である(大正藏 N. 2146, Vol. 53, 130c)。しかるに『歴代三寶紀』に至って訳者を安世高とし(大正藏 N. 2034, Vol. 49, 51a) 、『以後の経録はこれを踏襲している。以上のことから『出家縁経』を安世高の訳とすることはできない。宇井伯寿は実質的には安世高の研究と言うべき『訳経史研究』(一九七一年)の中で『出家縁経』について「経は形式・内容・安世高訳でない」と断定している(四四八頁)。博士は特に根拠は挙げていないが、例えば安世高の訳出が確実である經典は冒頭が聞如是とあるのに対し、『出家縁経』が如是我聞で始まっているということは、一つの証明になる。以上の如く訳者が不明であるから『出家縁経』の翻訳年代に関しては推測の域を出ないが、「泥洹」という音写を用いていることなどから古訳に属するように見受けられる。

f、ところで『出三藏記集』は安世高の訳経として三十四部四十巻を挙げている。この中現存するのは二十部二十三巻であるが、「闕」と註記されている經典中にある『難提迦羅越経』一卷というのが我々の興味を引く(前掲 6b)。この經典は以後の経録にも名前は登場しているものの『開元釈教

録』(大正蔵 Nr. 2154, Vol. 55, 480c)は「闕」と断定し、また

『大唐内典録』(大正蔵 Nr. 2149, Vol. 53, 221b)も見祐録と註記して、『出三蔵記集』を踏襲している。従って『難提迦羅越經』は遅くとも六世紀初頭には消失していたわけである。

g、さてこの経名の難提は *Nandika* の音写であると考えられる。迦羅越について望月仏教大辞典は「長者・居士」の意味で *Kulavat* の音写であろうと推定する。一方安世高の訳書である『七処三觀經』に出てくる迦羅越に対し(大正蔵 Nr. 1504, Vol. 2, 875c) 大正大蔵經索引第一卷阿含部の音訳語の項は、*galapati* を原語としている。越が *pai* の音写であることは確かである(例えば *danapati* || 檀越)。しかし迦羅は発音から見ると *gaha*, *geha* あるいは *grha* よりも *ghara* “house” に最も近いと考えられる。いずれにしても『難提迦羅越經』は「居士ナンディカのお経」という意味である。

q、*Nandikasūtra* の主人公である *Nandika* は優婆塞¹、即ち男性の存俗信者であるから、長者あるいは居士であっても何ら矛盾はない。一方、*Nandikasūtra* の漢訳である『出家縁經』については、なぜこのような題名が選ばれたのか明らかでない。五戒の教えは存家信者のためのものであり、また『出家縁經』の中に *Nandika* その他の人がこの経を聴聞したことを縁として出家したということが説かれているわけでもない。このようなわけで題名の意図するところは不明であ

る。

しかし、安世高によって訳されたナンディカ居士の経が存在していたが、後代の人によって手を加えられ、題名も変更されて、現在我々が見ている『出家縁經』となったという可能性は無いであらうか。この仮定に立つと『出三蔵記集』(五一〇年—五一八年)の段階で既に安世高訳『難提迦羅越經』が失なわれてしまっている一方で、失訳即ち訳者不明として『出家縁經』の名が『出三蔵記集』に収録され、さらにこの『出家縁經』が後代の経録で安世高訳とされたという事情がよく了解されるように思われる。

- 1 北京版大蔵經 Nr. 5659, Ne 194b.
- 2 フジタミトラ (*Ajāmitra*) の年代は不明であるが一応六世紀から八世紀の間であると考えられる。
- 3 大正蔵 Nr. 1509, Vol. 25, p. 158c, 158b.
- 4 De Jong, J. W. Notes à propos des colophons du *Kanjur*, *Zentralasiatische Studien* 6, 1972, p. 524.
- 5 Fragments extraits du *Kanjur*, *Annales du Musée Guimet* V, pp. 243-249.
- 6 *Le Traité de la Grande Vertu du Sagesse* II, Louvain 1949, p. 729.
- 7 大正蔵 Nr. 81, Vol. 1, 899 b-c.

(東京大学大学院)